

あなたのまちの移動サービス

県内で約 200 団体が外出支援活動を行っています。(道路運送法制度)



■移動サービス

(福祉有償運送: 国交省道路運送法 79 条)

通院や、日常の買い物などに付き添いがいないと不安だったり、車いすのまま車に乗せてほしいという時には、移動サービスがお役に立ちます。

自宅でのお着替えや、車に乗る際の介助・見守り、おでかけ先での付き添いなど、おでかけ時の「安心」をお届けします。

■誰でも使えるの？

国の制度の中で運用されていますので、対象者に条件があります。

障がい者手帳を持っている方(身体、精神、知的)

介護保険を利用している方(要支援、要介護の認定)

その他、チェックリスト該当者、その他の障がいがある方

一人での外出
が不安になった時、車
いすのまま「車」に乗
って出かけたかった
時、移動サービスがお
手伝いします。

●歩行の見守り、乗降の介助、付き添い、お買い物やお楽しみのおでかけもお手伝いします。



【少しの支えがあれば、おでかけできる】

- 通院の付き添いでは、
 - ・機械化されてわかりにくいため受付を代行する
 - ・家族に代わって医師の診察結果を聞き取り報告する
 - ・処方箋薬局へ薬を取りに行く
 - ・着替えのお手伝い
 - ・病院での待ち時間にはお話し相手も(!)



- あきらめていたおでかけにも！
 - ・品物を自分の目で見て選ぶことでウキウキする(!)
 - ・久しぶりにお気に入りのレストランで食事

通院以上のことを家族に頼むのは心苦しいと思っていた。移動サービスと一緒に買い物も気兼ねなく。



●学校送迎や、仕事場(作業所など)への送迎もあります。
「送り迎えは親の責任」時代から、「たすけあう社会」へ。

●学校や仕事場への送迎

- ・朝夕、学校の送迎バスポイントまで送る
- ・仕事のある両親に代わって送迎
- ・高齢になった両親に代わって送迎



●こんなこともあります

- ・家の玄関から出るのに時間がかかる
- ・車になかなか乗れない
- ・ルーティンで、石を拾う…などなど
- ・車から降りても座り込んでしまって歩かない
- ・第三者としてNPOなどが送迎にかかわることで、お子さんたちの生活の幅を広げること、社会経験にもつながる

家で「お帰り」といったのは初めてです。お母さんでないとダメ、と思い込んでいたけど子どもは成長していたのね。いろいろな人とかがわってほしい。



初めて第3者に送迎を頼んだ



●お花見、初詣、美術館、レストラン、「おでかけ」は人を元気にします



みんなで食べる食事はおいしい!



車いす対応車も!

認定 NPO 法人かながわ福祉移動サービスネットワークは、外出を支援する活動を応援しています。問合せ 045-534-6718